

教育研究評議会要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成 18 年 7 月 28 日 (金) 13 時 00 分	事務局大会議室	医学部長 工学部評議員	

1. 審議事項

(1) 教員の処分について

学長から、大学院教育学研究科の留学生からアカデミックハラスメント・差別として訴えのあったことに関して、関係する教員の処分について諮りたい旨発言があった。

審議に先立ち、教育担当理事から、当時、教育学部長の職にあった者として、管理・監督責任を痛感するとともに社会的・道義的な責任をとり7月末日をもって理事（副学長）を辞することとしたい旨発言があり、併せて陳謝があった。

なお、学長から、教育担当理事の辞任については本人の意向を尊重し受諾することとし、後任の理事を選任するまでの間、学長がその職務を代行することとしたい旨発言があった。

次いで、教育学部長から陳謝があった。

労務担当理事から、審議資料1及び参考資料に基づき、事案の経緯、本学の対応状況、人事審査委員会の審査経過等、並びに教員の処分案について説明があり、審議の結果、原案を承認した。

また、教育学部長から、参考資料に基づき、同部局におけるハラスメントの防止と学生に対する教育指導の改善について、これまでの取組及び今後の対応の説明があった。

併せて、学長から、大学院研究科の健全な運営、大学院教育・授業等の適正な実施、並びにシラバスの一層の充実について大学として取り組まなければならない旨発言があった。

最後に、学長から、配布資料に基づき、本件に関して大学として公表するため、本日16時30分から記者会見を行うことの報告があり、地域社会の方々、在学生及び大学関係者のそれぞれに対する学長としての説明文が報告された。

閉会 14時15分